

第20号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人を除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。
- (3) 法第292条第1項第4号の2イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (4) 法第292条第1項第4号の2イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (5) 法第292条第1項第4号の2イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記載します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記します。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。

10 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 法第292条第1項第4号の2イに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額	
11 「市町村民税の 申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合には、「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）に係る申告の場合には、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄にも記載します。
12 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限りま す。）及び連結法人 であった法人（第20 号様式別表1の3を 提出する法人に限りま す。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

13「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（9））の33の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項及び第7項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4の2第1項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（12））の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第14項（同法第42条の4の2第2項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6（14））の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の26の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（18））の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の20の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の29の欄の金額 (8) 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表（21））の30の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（22））の10の欄の金額 — (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（24））の51の欄の金額 — ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項及び第3項（中小	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
----------------------------	--	--

	企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人税の明細書(別表6(25))の29の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額法人税の明細書(別表6(26))の34の欄の金額 (13) 租税特別措置法第42条の12の7第2項又は第3項(特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人税の明細書(別表6(27))の25の欄の金額	
14「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
15「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表23)の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載します。 (3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

16「課税標準となる法人税額及びその法人税割額①+②-③+④⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第20号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額（⑤/㉓×㉔）⑥」	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ⑤の欄の金額を㉓の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち㉓の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に㉔の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。 (2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。 (3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

18「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「税額控除超過額相当額の加算額⑧」	第20号の4様式別表7の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑩の欄の当該市町村分の金額）を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」	第20号3の2様式の⑩の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑬の欄の当該市町村分を金額）を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「外国の法人税等の額の控除額⑩」	第20号の4様式の⑮の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑳の欄の当該市町村分を金額）を記載します。	市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「差引法人税割額⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪又は⑥－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪ ⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
23「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑬」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の13において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。	
24「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑭」	「⑫の欄の金額－⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
25「算定期間中において事務所等を有していた月数⑯」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
26「円×⑯/12 ⑰」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 指定都市に申告する場合には、「指定都市に申告する場合の⑰の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。

27「この申告により納付すべき市町村民税額⑮+⑰ ⑳」	⑮又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑰の欄を零として計算します。	
28「㉔のうち見込納付額㉔」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
29「当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。 この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあつては、それぞれ次に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。 (1) 算定期間の中で新設された事務所等 $\frac{\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (2) 算定期間の中で廃止された事務所等 $\frac{\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$ なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。	主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。
30「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。
31「指定都市に申告する場合の㉔の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合には、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。
32「法人税の期末現在の資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
33「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第36号に規定する青色申告書を提出する法人「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人「その他」	
34「翌期の中間申告の要否」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項又は第	

	144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 ＊ 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。	
35「法人税の申告期限の延長の処分の有無」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人（法人税法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項又は第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
36「還付請求税額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑲の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。	
37「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑮の欄に記載した金額と同額になります。	

3 法人市民税の申告納付について

(1) 税率

法人税割

令和元年10月1日以降開始事業年度：6.0%

それ以前の事業年度：9.7%

均等割

資本金等の額※ 市内従業者数	50億円超	10億円超 50億円以下	1億円超 10億円以下	1千万円超 1億円以下	1千万円以下
50人超	3,000,000円	1,750,000円	400,000円	150,000円	120,000円
50人以下	410,000円	410,000円	160,000円	130,000円	50,000円

※平成27年4月1日以降開始事業年度より、期末現在の資本金等の額又は資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい方の金額

(2) 申告書の提出部数

申告書の控えが必要な場合は、控え用のコピーを持参してください。

郵送による申告で控えに受付印が必要なときは、控え用と共に切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

碧南市に主たる事務所等のある分割法人が提出する「課税標準の分割に関する明細書」は、提出用の1枚を申告書に添付してください。

(3) 修正申告

法人税に係る修正申告を提出した場合、又は法人税の更正の通知を受けた場合は、その法人税に係る法定納期限までに法人市民税の修正申告書を提出し、不足税額に延滞金を加算して納付してください。申告書は第20号様式を使用してください。

延滞金の金額が不明な場合は本税のみを納入していただければ、後日延滞金を計算して納付書を送付します。

(4) 更正の請求

更正の請求をする場合は、税務官署の更正通知書の写しを添付して、法人市民税の更正の請求書を提出してください。

(5) 法人等の異動と廃止

法人等の名称・所在地・代表者・資本金等の額・事業年度・事業種目の変更、碧南市内の事務所等が廃止・閉鎖等をしたときは、速やかに申告書を提出してください。

(6) その他

各種届出等の用紙は税務課市民税係までご請求ください。なお、碧南市役所ホームページ

(<http://www.city.hekinan.aichi.jp>) からダウンロードすることも可能です。

碧南市では、オフィスや自宅からインターネットで簡単に申告できる電子申告システム（エルタックス）による申告の受付をしています。詳しくはエルタックスホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

《問い合わせ》〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地
碧南市役所 税務課市民税係 0566-95-9878